

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

1、令和7年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第44号、議案第45号、議案第49号、議案第51号、議案第54号、議案第61号、議案第63号、議案第64号、議案第67号ないし議案第82号、議案第91号及び議案第94号の以上26件につきまして、理事者から説明願います。

○金澤税務部長 議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算のうち、税務部所管分について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。各会計歳入歳出予算事項別明細書の4ページを御覧ください。1款の市税総額は422億5千万円で、前年度比22億5千万円の増、率にして5.6%の増となっております。

このうち、主な税目につきまして御説明申し上げます。まず、1項市民税につきましては、定額減税の終了及び賃金等の上昇に伴う個人所得の伸びにより、前年度比20億1千972万2千円の増、率にして12%増の188億1千832万9千円を見込んでおります。次に、2項固定資産税及び7項都市計画税につきましては、いずれも主に家屋で、新築による増収を見込んでおり、固定資産税で前年度比2億6千518万6千円の増、率にして1.8%増の150億9千177万1千円、都市計画税で前年度比2千821万5千円の増、率にして1%増の29億9千289万9千円を見込んでおります。

次に、歳出について御説明申し上げます。各会計歳入歳出予算事項別明細書の48ページを御覧ください。2款2項徴税費の予算総額は6億1千477万3千円で、前年度比6千503万8千円の減、率にして9.6%の減となっております。

このうち主な事業について、表の右側の説明欄により御説明申し上げます。同ページの2款2項2目中、1番下に記載のある宿泊税課税準備費でございます。令和8年4月からの宿泊税の課税開始に向け、宿泊事業者への制度周知、様式等の整備及び課税システムを導入するために、新たに事業を設けるもので、866万7千円を計上しております。財源は、全額、一般財源となっております。

以上が、税務部所管に関わる令和7年度一般会計予算の概要となります。

続きまして、議案第67号、旭川市宿泊税条例の制定についてでございます。本案につきましては、旭川市観光振興条例で掲げる、誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指すとともに、観光の振興に関する必要な経費に充てるため、地方税法の規定に基づき、宿泊税を課するものでございます。施行日につきましては、総務大臣の同意を得た後、規則により定めることとしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○樽井市民生活部長 初めに、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算のうち、市民生活部所管に係る予算の概要について御説明申し上げます。

資料はございませんが、歳入についてであります。主なものといたしましては、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、市債であり、総額で１２億１千３０３万１千円で、令和６年度当初予算と比較しますと４億９００万円の増となっております。

続きまして、歳出についてであります。２款総務費１２億８千５１６万５千円、３款民生費６億８千２万９千円、４款衛生費５億７千２１０万８千円、６款農林水産業費１億１千５１８万円で、令和６年度当初予算と比較しますと３億３千３６９万２千円の増となっております。なお、事業数は４４事業で、内訳としましては、経常費２４事業、臨時費は公共投資事業、一般臨時事業、重点化事業、施設改修合わせまして２０事業となっております。

それでは、臨時事業の中から主な事業につきまして、令和７年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。臨時事業費説明資料の２２ページを御覧ください。２款１項５目市民活動費の上から３段目、協働のまちづくり推進費４億２千９万８千円についてであります。こちらの事業は、市民活動の促進及び市民や企業との協働によるまちづくりの推進を目的としており、ＮＰＯ法人の認証事務に係る取組などを行うほか、協働のまちづくり事業においては、市民活動団体などから事業提案を受けて、行政課題の解決に取り組む市民提案型に加え、令和７年度は、市がテーマなどを提示し、民間企業も含めた幅広い団体等からの具体的な事業提案を受け、協働で事業を実施する行政提案型のメニューを拡充するものであります。

次に２３ページ、上から１段目、地域まちづくり推進費９億５１１万円で、同じく上から２段目、地域会館建設費等補助金９億２千０万９千円、加えて経常費となりますが、各会計歳入歳出予算事項別明細書の４３ページ、２款１項５目市民活動費の右側下段にあります住民活動推進費４億５千８７万７千円の３事業についてであります。これらの事業は、市民主体、地域主体のまちづくりを推進するため、引き続き、地域の課題解決に向けた主体的な活動や住民活動の拠点となる会館の整備などを支援しようとするものであります。

次に、臨時事業費説明資料に戻りまして２４ページ、２款３項１目戸籍住民基本台帳費の上から１段目、市民課窓口ＩＣＴ化推進費３億８千８０万９千円についてであります。こちらの事業は、窓口支援システム及びキャッシュレス決済端末を円滑に運用するなど、市民課窓口のＩＣＴ化を推進するものであり、令和７年度は、令和６年度に引き続き、総合窓口や案内のサービス向上と職員の業務効率化に向けた業務手順の可視化、「行っても簡単な窓口」を目指した、来庁者が迷わず目的を果たせる仕組みの検討などを行うとともに、住民記録システムなどとの連携を図るための窓口支援システムの改修等を行うものであります。

次に、同じく上から２段目の市民課ＤＸ推進費４億１千８５８万６千円についてであります。こちらの事業は、住民基本台帳事務、戸籍事務及びマイナンバー関係事務において運用しているシステム群について、手続のＤＸを進め、安定的で円滑な事務の執行を図り、窓口での市民の利便性を高めようとするものであり、令和７年度は、マイナンバーカードの電子証明書の更新申請等の業務を市内１３の郵便局に委託するとともに、コンビニ交付サービスのシステム再構築及び関連機器の更新を行うものであります。

次に、議案を御覧ください。まず、議案第６４号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、総務部で一括して提案しておりますが、市民生活部所管の条例が含まれておりますことから御説明申し上げます。本案は、刑法等の一部を改正す

る法律の施行により、刑の種類として懲役及び禁錮が廃止され、これに代わり拘禁刑が創設されることに伴い、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の関係規定を整備しようとするものであります。

次に、議案第94号、旭川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてであります。本案は、マイナンバーカードに搭載される署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の更新申請等に係る事務を令和7年9月1日から令和8年3月31日までの間、一部の郵便局において取り扱うことができるよう、東旭川郵便局のほか12局を指定しようとするものであり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○川邊福祉保険部長 本定例会に提案している議案のうち、福祉保険部所管に係る事項について御説明を申し上げます。

まず、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算でございます。

福祉保険部の所管事業全体の予算額でございますが、一般会計の予算額は令和6年度と比較して1.3%減の568億6千485万4千円となっております。

所管事業数は、経常費と臨時費を合わせて81事業となっており、主な事業につきましては、お手元の令和7年度予算臨時事業費説明資料により御説明を申し上げます。

初めに、26ページの上から4つ目、民生委員児童委員改選事務費でございます。これは任期が3年間となっている民生委員・児童委員につきまして、令和7年12月1日付で一斉改選を行うに当たり、候補者の選考、審査、推薦等に関する事務を行うもので、176万7千円を計上いたしております。

次に、31ページの上から3つ目、介護予防高齢者聞こえ支援事業費でございます。本事業は令和6年度からモデル事業として開始をいたしておりますが、事業検証の効果を高めるため、令和7年度は助成人数を50人から100人に拡充することとしており、事業全体で524万7千円を計上いたしております。

最後に、経常費のため資料には掲載しておりませんが、重度心身障害者医療費助成費でございます。令和7年度は、子ども医療費の無償化拡大に合わせ、令和7年8月から医療費の無償化の対象を従来の中학생までから高校生までに拡充することといたしており、事業全体で6億4千151万6千円を計上いたしております。

続いて、特別会計でございますが、令和7年度各会計歳入歳出予算事項別明細書に基づき御説明をいたします。

まず、議案第45号、令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算でございます。事項別明細書では127ページからとなります。予算総額は341億2千443万2千円で、令和6年度と比較して、保険給付費の減などにより15億5千955万6千円、4.4%の減となっております。

歳入の主なものといたしましては、128ページを御覧ください。1款国民健康保険料で令和6年度と比べて2千870万7千円減の46億8千165万4千円、3款道支出金で13億380万7千円減の255億6千800万1千円、5款繰入金で2億2千261万1千円減の38億3千275万8千円となっております。

次に、129ページを御覧ください。歳出の主なものといたしましては、2款保険給付費で12億9千209万4千円減の251億1千887万2千円、3款国民健康保険事業費納付金で2億1千997万1千円減の80億435万7千円となっております。

続いて、議案第49号、令和7年度旭川市介護保険事業特別会計予算でございます。事項別明細書では181ページからとなります。予算総額は370億5千456万2千円で、令和6年度と比較して保険給付費の減などにより8億7千687万6千円、2.3%の減となっております。

歳入の主なものといたしましては、182ページを御覧ください。1款保険料で令和6年度と比べて、1千110万3千円減の69億5千780万1千円、2款国庫支出金で2億4千951万4千円減の94億8千629万8千円、3款支払基金交付金で2億5千704万円減の97億3千540万1千円、4款道支出金で1億3千826万9千円減の50億3千864万2千円、6款繰入金で2億2千200万6千円減の58億2千902万6千円となっております。

次に、183ページを御覧ください。歳出の主なものといたしましては、2款保険給付費で9億326万2千円減の345億5千584万9千円、3款地域支援事業費で4千385万7千円減の16億705万9千円となっております。

最後に、議案第51号、令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。事項別明細書では217ページからとなります。予算総額は65億7千857万4千円で、令和6年度と比較して、後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより3千858万6千円、0.6%の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、218ページを御覧ください。1款保険料で令和6年度と比べて3千547万1千円減の46億258万4千円、2款繰入金で7千484万8千円増の19億4千129万8千円となっております。

次に、219ページを御覧ください。歳出の主なものといたしましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金で3千950万8千円増の63億1千100万7千円となっております。

以上が、福祉保険部の令和7年度予算の概要になります。

続きまして、議案第68号から議案第74号までの7件につきまして、議案書で提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第68号、旭川市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今年12月1日に民生委員の一斉改選が行われることに伴い、世帯数及び人口等の状況を踏まえ、その定数を現行の786人から783人に改めようとするものでございます。

続いて、議案第69号、旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第70号、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第71号、旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第72号、旭川市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第73号、旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第74号、旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定の以上6件につきましては、それぞれ関係省令の一部改正に伴うもので、栄養士の配置に係る部分について、栄養士または管理栄養士に改めようとするもので、いずれも令和7年4月1日に

施行するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○田村保健所地域保健担当部長 本定例会に提出しております議案のうち、保健所所管に関わる事項につきまして御説明いたします。

初めに、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算でございます。資料はございませんが、保健所全体の歳入歳出予算概要につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入ですが、予算額は3億2千695万7千円で、前年度当初予算に比べ1千883万7千円の減となっております。これは主に、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金等の国や道からの交付金や負担金が減額となったことによるものです。

次に、歳出ですが、予算額は19億6千385万8千円で、前年度当初予算に比べ4億7千417万6千円の増となっております。これは主に、带状疱疹ワクチンが新たに定期接種化となったことや、新型コロナウイルスワクチンの予防接種費を当初予算に計上したことによるものでございます。

続きまして、保健所所管分の35事業のうち、3つの主な事業につきまして御説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書61ページを御覧いただきたいと思います。

まず初めに、4款1項2目予防費の説明欄の1番上、がん対策費2億4千489万6千円についてであります。本事業は、市民に各種がん検診等の機会を提供することでがんの早期発見、早期治療を推進するものでありますが、令和7年度は国の指針に基づくがん検診の在り方について検討を進めたいと考えておりまして、具体的には、胃がん検診において、令和8年度から内視鏡検査の導入を目指し、実施体制の構築などについて専門家と意見交換を行いながら取組を進めてまいります。また、令和6年度から開始いたしました、がん治療に伴う脱毛等の外見変化に対する支援の取組として、ウィッグ等の補正具の購入に係る費用を助成するアピアランスケア助成事業を引き続き実施し、がん治療者の就労等の社会参加を支援してまいります。

続いてその5つ下、予防接種費11億9千459万1千円についてであります。本事業は、予防接種法に基づき予防接種等を行うものでありますが、令和7年度につきましては制度改正等により幾つか変更点がございます。まず、子ども等の予防接種でありますA類疾病のうちHPVワクチンにつきましては、昨年夏以降のワクチン需要の増加により、ワクチンの出荷制限が行われたことを踏まえまして、令和4年度から令和6年度までのキャッチアップ接種期間中に1回以上接種された方で、全3回の接種が完了していない方を対象に、令和7年度の1年間経過措置が行われるものであります。次に、高齢者等の予防接種でありますB類疾病では、带状疱疹ワクチンの定期接種が令和7年4月から開始されることになり、対象者は65歳の方で、令和7年度から5年間に限り経過措置として、70歳から5歳刻みの方も対象に実施いたします。自己負担額は、ワクチン代相当額を見込んでおりまして、課税世帯の方で生ワクチンが4千860円、不活化ワクチンが1回1万8千60円となっております。また、新型コロナワクチンにつきましても同様にワクチン代相当額の1万1千600円を課税世帯の方の自己負担額としておりますが、現時点では令和7年度における国の助成金が未定となっておりますことから、今後の国の動向によっては今年度並みの自己負担額に見直すこともあるものと考えているところでございます。

続いてその6つ下、臨時事業費のスマートウエルネス推進費827万3千円についてであります。

本事業は、健幸福祉都市の実現に向け、スマートウェルネスあさひかわプランに基づく取組を推進するもので、令和7年度はあさひかわ健幸アプリを活用した健康づくり行動の支援や情報発信を引き続き行っていくほか、体組成計を配置している測定スポットを活用した健康測定会やウォーキングイベント等を実施してまいります。また、現在のスマートウェルネスあさひかわプランの計画期間が令和7年度までであることから、次期プランの策定に向け取り組んでまいります。

以上が、保健所所管分の令和7年度当初予算の概要でございます。

続きまして、議案第63号、旭川市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定のうち、保健所所管分につきまして御説明いたします。本条例は、地方公共団体が設置者である専用水道の水道技術管理者の資格基準につきまして、水道法施行令で規定されている基準を参酌して定めているところでありますが、今般、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定に伴いまして、水道法施行令等が一部改正されますことから、本市条例で定める資格基準を改正するものでございます。施行日につきましては、改正される水道法施行例等の施行日に合わせ、令和7年4月1日としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○太田環境部長 本定例会提出議案のうち、環境部に関わりのある議案について御説明をさせていただきます。

初めに、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算につきまして、環境部が所管いたします予算の概要を御説明いたします。

最初に、歳入歳出についてでございます。特に資料はございませんが、環境部所管分の歳入といたしましては、予算総額が44億1千548万5千円で、前年比2億9千201万4千円増となっており、主な増要素は国庫支出金、道支出金、諸収入となっております。また、歳出といたしまして、予算総額は69億2千906万5千円で、前年度比4億4千559万7千円の増となっており、次期最終処分場整備費、近文清掃工場基幹的設備改良事業費などが主な増要素となっております。

それでは、主な臨時事業につきまして資料に基づき、順次、御説明をさせていただきます。臨時事業費説明資料の49ページを御覧ください。

初めに1番上、鳥獣対策費の予算額1千687万7千円につきましては、生活圏に出没するヒグマや繁殖期の攻撃的なカラスの対策を行うもので、ヒグマ対策として、令和6年度に引き続き、美瑛川河川敷を中心に電気柵の設置や草刈りなどの市街地侵入抑制対策を実施するほか、専門業者による生息状況調査や個体の特定を目的としたDNA分析を実施するものであります。

続きまして、50ページを御覧ください。1番上にごございます生物多様性保全費の予算額757万7千円につきましては、生物多様性豊かな自然環境を次世代に継承するため、外来種の対策を行うもので、アライグマの箱わなによる捕獲駆除や市民団体と連携したウチダザリガニの防除のほか、道の指定外来種であるアズマヒキガエルの市民参加型の捕獲イベントなどを実施してまいります。このほか、令和5年度に特定外来生物に指定されたアカミミガメの生息状況調査についても継続的に実施してまいります。

続きまして、その2つ下、次世代自動車充電インフラ整備運用費の予算額30万8千円につきましては、旭山動物園に設置してございますEV充電スタンド2基の維持管理費に使用するもので、

ゼロカーボンシティ旭川の実現に向け、継続的にE V利用促進に努めていくものでございます。

続きまして、その下、地球温暖化対策推進費の予算額2千549万1千円につきましては、令和6年度に引き続き、中小企業のCO₂可視化補助を実施するほか、再エネ促進区域等の設定に向けたゾーニング調査を実施するものであります。このゾーニング調査は北海道における環境配慮基準を踏まえながら、自然的、社会的条件等について調査、整理を行いつつ、導入促進エリア、保全エリアなどのエリア分けを行い、環境の保全と両立した再エネ開発や企業誘致など、本市へのGX、DX産業の集積につなげていくものであります。

続きまして、51ページを御覧ください。1番上、地域エネルギー設備等導入促進費の予算額500万円につきましては、太陽光発電設備等を設置する市民及び事業者へ設置等に係る補助を実施するもので、市内での温室効果ガスの排出削減を図るため、令和6年度に引き続き、再エネ設備の導入を促進していくものでございます。

続きまして、その下、地域木質バイオマス利活用促進事業費の予算額1千万円につきましては、市民及び事業者を対象にまきストーブ及びペレットストーブの設置等に係る補助を実施するもので、市内での温室効果ガスの排出削減のため、令和6年度に引き続き、豊富な森林という地域の強みを生かした、木質バイオマスストーブの導入を促進していくものでございます。

続きまして、その下、再生資源回収促進費の予算額2千425万9千円につきましては、ごみの減量と資源化を促進するため、町内会などの市民団体が実施する再生資源の回収活動に対しまして奨励金を交付するもので、近年、高齢化などによる実施登録団体数の減や新聞の発行部数の減などにより、資源の回収量が減少傾向にございますけれども、回収活動が維持促進されるよう周知啓発にも努めていくものでございます。

続きまして、52ページを御覧ください。1番上、近文清掃工場設備補修費の予算額1千488万2千円につきましては、施設を効果的に管理していくため、故障などにより焼却処理や排ガス処理への影響がある重要度の高い設備の補修を行い、施設機能の確保を図るものでございます。

続きまして、同じページの1番下となります、次期最終処分場整備費の予算額2億56万5千円につきましては、現処分場の埋立て期限であります令和12年3月までに次期一般廃棄物最終処分場を整備するもので、令和7年度は処分場整備に係る実施設計業務のほか、用地測量、地質調査を行うものでございます。

続きまして、53ページを御覧ください。上から2つ目、廃棄物最終処分場改修費の予算額1千331万円につきましては、処分場の浸出水処理施設の一部を更新するもので、埋立地から流出する浸出水は、他の処理工程と併せて細かい汚れを取り除いておりますが、老朽化による処理能力の低下が著しくなっていることから、計画的な更新により適正な維持管理を行っていくものであります。

続きまして、その3つ下、缶・びん等資源物中間処理施設整備費の予算額3億2千330万円につきましては、（仮称）旭川市リサイクルセンターの資源物中間処理設備工事及び外構工事を行うもので、令和7年度秋の供用開始に向け整備を完了させるものであります。

続きまして、最後になりますがその2つ下、近文清掃工場基幹的設備改良事業費の予算額24億6千48万3千円につきましては、着手から2年目となる再延命化工事を継続するとともに、今後別途発注を予定している設備更新に係る実施設計を行うものでございます。

議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算に関する御説明は、以上となります。

続きまして、議案第64号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、総務部所管ではございますが、環境部に關わる条例が含まれてございますので、御説明を申し上げます。第4条、旭川市公害防止条例の一部を改正する条例についてでございます。刑法等の一部改正に伴いまして条例中の懲役及び禁錮を拘禁刑に改める必要があることから、本条例第45条第1項中、懲役を禁錮刑に改めるものでございます。

環境部からの御説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 今定例会提出議案のうち、市立旭川病院が所管しているものにつきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、議案第54号、令和7年度旭川市病院事業会計予算につきまして、配付資料、令和7年度病院事業会計予算の概要に基づき御説明を申し上げます。資料を御覧いただきたいと存じます。

初めに、左上の（1）患者数になりますが、入院延べ患者数11万2千55人、1日平均で307人、外来延べ患者数21万438人、1日平均で866人、合計で32万2千493人を予定しております。前年度当初予算との比較では、入院で730人の増、外来で3千159人の減、合計では2千429人の減となっております。

次に、その下の（2）収益的収支になりますが、まず、病院事業収益につきましては、医業収益で114億9千613万8千円、医業外収益で9億5千186万5千円、一般会計負担金で7億1千942万8千円、特別利益で3億8千459万8千円、合計135億5千202万9千円を予定しており、前年度との比較では、主に医業収益の増によりまして2億7千918万7千円、率にして2.1%の増となっております。

次に、病院事業費用につきましては、医業費用で141億4千579万8千円、医業外費用で2億1千319万6千円、特別損失で1千円、予備費で400万円、合計143億6千299万5千円を予定しており、前年度との比較では、主に医業費用の増によりまして6億1千937万4千円、率にして4.5%の増となっております。

次に、右上の（3）資本的収支になりますが、まず資本的収入につきましては、企業債で7億1千620万円、負担金で8億7千240万円、合計15億8千860万円を予定しており、前年度との比較では、企業債の減により5千845万3千円、率にして3.5%の減となっております。

次に、資本的支出につきましては、建設改良費で7億5千42万6千円、企業債償還金で14億5千629万4千円、投資で1千200万円、予備費で100万円、合計22億1千972万円を予定しており、前年度との比較では、建設改良費の減により1千977万4千円、率にして0.9%の減となっております。

また、表の下になりますが、建設改良費の内容といたしましては、建物の入院棟冷却塔更新工事ほか16件で3億1千54万5千円、器械備品の超電導磁気共鳴診断装置ほか45件で4億3千988万1千円を予定しております。

次に、その下（4）損益計算及び資金収支になりますが、（1）損益計算にありますとおり、当年度予定損益は8億1千252万2千円の純損失となり、累積欠損金は144億7千703万4千円となる見込みでございます。また、（2）の資金収支につきましては、10億8千947万9千円の資金不足となり、年度末資金収支累計額はマイナス15億5千677万7千円の見込みとなっ

ております。

当初予算については以上となります。

続きまして、条例改正2件になりますが、まず、議案第61号、旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、企業職員の給与月額及び手当に係る規定を国家公務員に準じて改定すること等について定めようとするものでございます。

次に、議案第82号、市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在の出産育児一時金の額及び市内の他の医療機関の出産費用の状況等を勘案し、当院の分娩料の額の改定等の改正を行おうとするものでございます。なお、施行日につきましては、令和7年10月1日としております。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 まず、議案第75号から議案第81号までの7件の条例改正につきまして御説明させていただきます。

初めに、議案第75号から議案第77号まで及び議案第79号から議案第81号までの6件につきまして、関連がありますことから、一括して御説明申し上げます。議案第75号、旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第76号、旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第77号、旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第79号、旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第80号、旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第81号、旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、これら6件の条例につきましては、いずれも介護保険法等に基づく関係省令の一部が改正されたことに伴うもので、栄養士の配置に関わる部分について、栄養士または管理栄養士に改めようとするものでございます。施行日は令和7年4月1日としてございます。

次に、戻りまして、議案第78号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、主な改正内容を御説明申し上げます。1点目は、国民健康保険運営協議会の委員数につきまして、国民健康保険料の激変緩和措置が終了し、令和12年度からの保険料率の統一に向けて、今後大きな制度の変更等を要しないことなどから、次の委員改選期である、令和7年度から、委員数を16名から10名に変更しようとするものでございます。2点目は、国民健康保険法施行令の一部改正により国が定める賦課限度額の基準が改められたことに伴い、この基準との乖離が生じないよう考慮するとともに、中間所得層の負担を緩和し被保険者間の負担の均衡を図るため、国民健康保険料における賦課限度額を改正しようとするもので、その内容は、基礎賦課限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を現行の24万円から26万円にそれぞれ引き上げようとするもので、この結果、賦課限度額の合計は、現行の106万円から109万円に引上げとなります。3点目は、国民健康保険料の低所得者に対する保険料軽減判定措置に関する所得判定基準が改正されたことに伴い、5割軽減に関わる基準の算定において被保険者数に乗じる金額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減に関わる基準の算定において被保険者数に乗じる

金額を５４万５千円から５６万円にそれぞれ引き上げようとするものでございます。

これらの施行日につきましては、委員定数の変更は令和７年９月６日から、賦課限度額及び軽減判定基準の改正は令和７年４月１日からとなっております。

続きまして、子育て支援部の所管ではありますが、議案第９１号、旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、重度心身障害者の部分が福祉保険部に関わりますことから御説明をさせていただきます。改正内容につきましては、令和７年８月から子ども医療費の無償化拡大に合わせて、医療費の無料化の対象を中学生までから高校生までに拡充しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前１０時４３分